

別紙

諮問第1060号

答 申

1 審査会の結論

「機動隊車両一覧」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求日現在、機動隊が保有する、塗装が市販車と異なる車両の車名（クラウン等）、型式（DBA-GRS200等）、メーカー、所有の別、配属年、年式、用途（無線警ら車等）、登録番号がわかるもの。」の開示請求に対し、警視総監が平成28年11月18日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 開示決定では、車種名（用途）が非開示となった。これについて、国有車両と都
有車両があるが、国有車両は、警察庁が購入したもので、入札すべてが官報で告
告されており、そこには車種名と納期が掲載されており、入札メーカー決定の際には、
再度、官報に車種名とメーカーと納期が公告される。そこで、メーカーと納期と今
回開示された初度登録年月を照らし合わせれば車種名の照合が可能であり、非開示
にすることに意味を持たない。

したがって、国有車両の車種名の開示を求める。

イ 警察庁が購入し、官報に掲載されるが、どの県に何台配分されるかは分からない
というが、その官報の情報をもって警察庁に契約に関する情報公開請求をすれば、

配分表という各都道府県に何台配分するかが記された文書が開示され、各都道府県の配分台数が明らかになるということであり、官報に掲載されるだけをもって判明するものではないし、その後、各都道府県に配分された車両がどのように運用されるかを情報公開で開示することは、税金の使い道を明らかにする上で重要な事柄である。

警視庁は、機動隊のみの式典を行っており、そこでは機動隊の車両も参加する。もし犯罪を企図し、対抗処置をとろうとする者であれば、情報公開を待たずともその式典や街中や国会周辺で観察すれば調査分析は可能であり、情報を公開することが犯罪に利用されるという理由で非開示にするのは、行政の情報公開の非開示権の濫用である。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 警視庁で保有している車両は、車両管理システムにより管理されている。「機動隊車両一覧」は、同システムのデータから機動隊に配車された車両のデータを抽出したものを基に、警視庁警備部が機動隊の保有する車両を把握するために保管していたものである。
- (2) 車種名欄の非開示とした部分は、条例7条4号に該当する。当該部分は、警視庁機動隊が保有する車両に関する情報であり、公にすることにより、テロ等の不法行為を企図する者等が、本件非開示情報を基に、実際の警備現場における機動隊車両の配置・運用状況や台数等を調査、分析することが可能となり、その結果、機動隊による各種警備活動における警備態勢、対処能力等が予想され、テロ等の敢行が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため非開示とした。
- (3) 審査請求人は、「国有車両については、警察庁が購入し、官報により車種名、メーカー及び納期が公告されており、これらの情報と本件決定により開示された情報とを照

合すれば、本件決定において非開示とされた国有車両の車種名を照合することが可能であることから、同部分を非開示とすることには意味がない。」などと主張するが、官報掲載の情報からでは、入札・落札に係る車両がどの都道府県に何台配備されるかまで分かるものではないなど、入札の公告や落札者等の公示を目的とする官報と本件対象公文書との照合によって、本件非開示情報が明らかになるものではない。

- (4) 初度登録年月は、メーカーが納入期限前に車両登録を済ませた場合などは納入期限と初度登録年月は一致しないことから、必ずしも官報で公示される納入期限と初度登録年月は一致するものではない。また、官報により入札時に公告される購入等件名及び落札時に告示される調達件名並びに落札時に公示される落札者は、本件対象公文書の車種名欄及び車名欄と必ずしも一致するものではない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月17日	諮問
平成29年 7月25日	新規概要説明（第153回第三部会）
平成29年 8月29日	審議（第154回第三部会）
平成29年 9月15日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 9月20日	実施機関から説明聴取（第155回第三部会）
平成29年10月10日	審査請求人から意見書收受
平成29年10月24日	審議（第156回第三部会）

平成29年11月28日	審議（第157回第三部会）
-------------	---------------

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は「請求日現在、機動隊が保有する、塗装が市販車と異なる車両の車名（クラウン等）、型式（DBA-GRS200等）、メーカー、所有の別、配属年、年式、用途（無線警ら車等）、登録番号がわかるもの。」の開示を求めるものである。実施機関は、本件開示請求に対して、車両管理システムのデータから機動隊に配車された車両のデータを抽出したものを基に、警視庁警備部が機動隊の保有する車両を把握するために保管していた機動隊車両一覧（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、「車種名」欄の一部（以下「本件非開示情報」という。）については、条例7条4号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

イ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関は本件非開示情報について、警視庁機動隊が保有する車両に関する情報であり、公にすることにより、テロ等の不法行為を企図する者等が、本件非開示情報を基に、実際の警備現場における機動隊車両の配置・運用状況や台数等を調査、分析することが可能となり、その結果、機動隊による各種警備活動における警備態勢、対処能力等が予想され、テロ等の敢行が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ

るなどと説明する。

これに対し、審査請求人は、国有車両は、警察庁が購入したもので、入札すべてが官報で公告されており、そこには車種名と納期が掲載され、入札メーカー決定の際には、再度、官報に車種名とメーカーと納期が公告されるため、メーカーと納期と今回開示された初度登録年月を照らし合わせれば車種名の照合が可能であり、非開示にすることに意味を持たないし、また、警察庁に契約に関する情報公開請求をすれば、配分表という各都道府県に何台配分するかが記された文書が開示され、各都道府県の配分台数が明らかになるなどと主張する。

審査会が官報（平成26年8月1日付（号外政府調達第143号）、平成27年4月8日付（号外政府調達第66号）、平成27年8月3日付（号外政府調達第144号））及び本件対象公文書を確認したところ、官報により公告等される購入等件名及び調達件名と本件対象公文書の車種名欄並びに官報により公示される落札者と本件対象公文書の車名欄は、必ずしも一致しないことを確認した。また、機動隊車両の各都道府県への配分状況が公表されている事実はないことを確認した。

さらに審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報は、本件対象公文書の車種名欄の一部であり、当該非開示部分を公にすることにより、機動隊車両の車種名及びそれぞれの台数が明らかとなり、機動隊の警備態勢、搬送能力、対処能力等が明らかになるものと認められる。その結果、犯罪を企図する者等が、当該情報に基づいて、研究、分析を行い警備実施に応じた対抗措置を講じることが可能となり、将来における不法行為が容易になるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるので条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋